

### ③都市計画

熊本城周辺の都市計画区域の状況は<図1>のとおりである。

用途地域の区分は、旧城域のほぼ全域が第2種住居地域であり、城下町である新町地区を中心として商業地域がある。

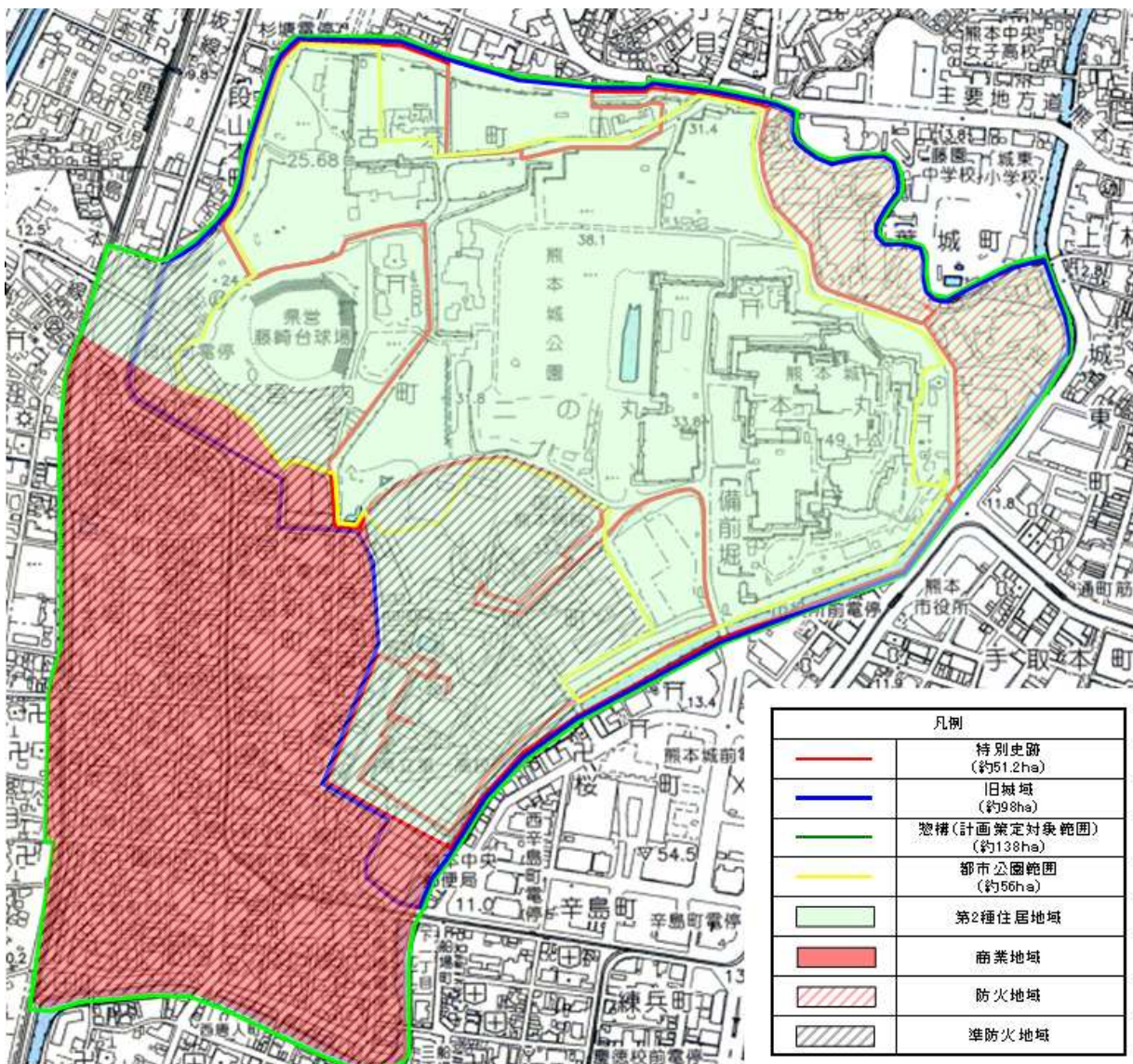
また、千葉城地区が防火地域、古城・三の丸南側・新町地区は準防火地域となっている。

※ 第2種住居地域…住居環境を保護するための地域。幅広い用途の建築物可。

※ 商業地域…商業等の業務の利便の増進を図る地域。工場建設や危険物の使用に制限がある他はほとんど全ての商業施設の建設可。

※ 防火地域…市街地における火災の危険を防除するため定める地域。

※ 準防火地域…市街地における火災の危険を防除するため定める地域。防火地域より規制がゆるやか



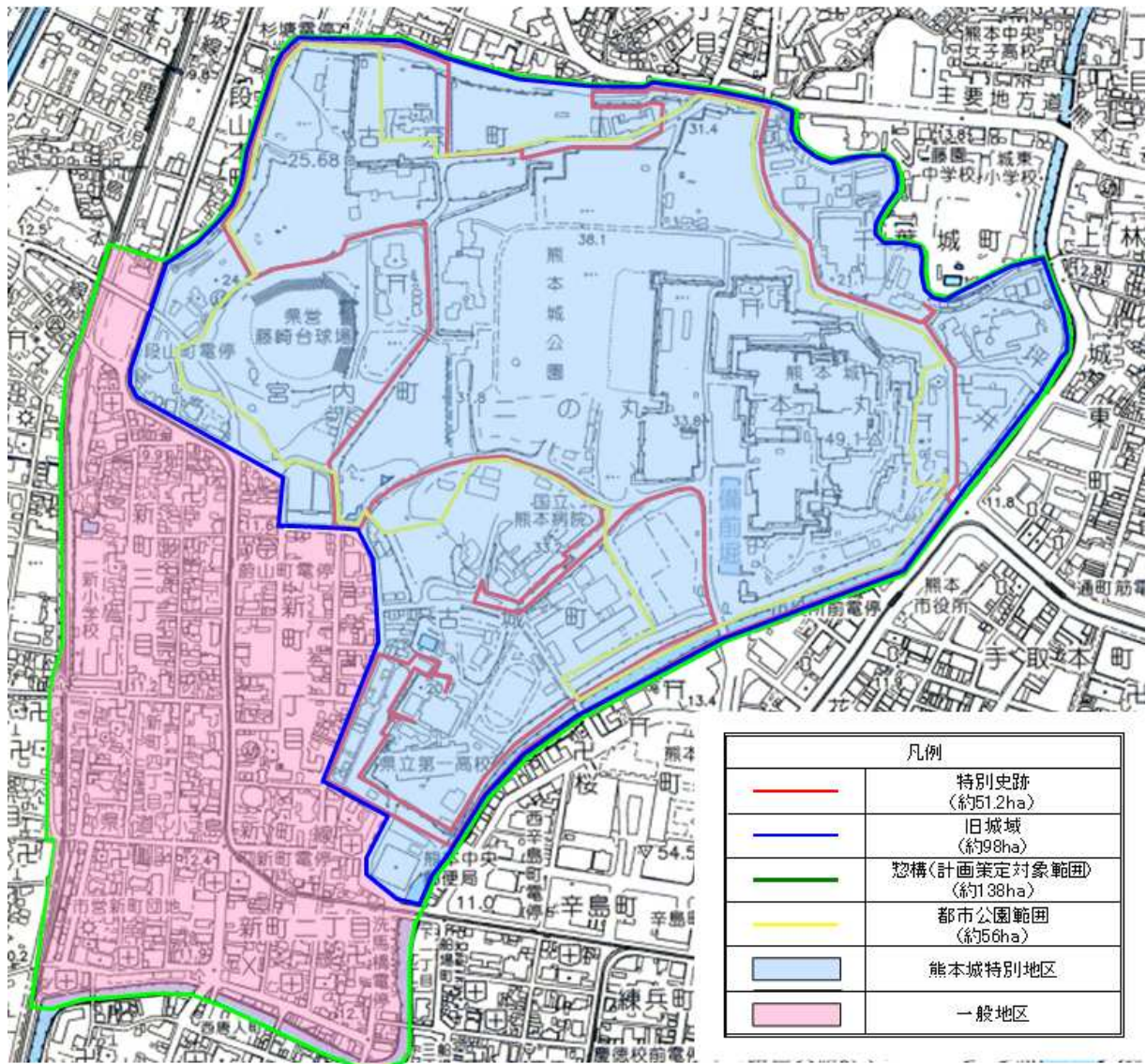
<図1> 都市計画図



#### ④景観

熊本城周辺の景観については、平成 22 年に定められた「熊本市景観計画」に基づき、良好な景観形成が進められている。

熊本城周辺は、旧城域全域を熊本城特別地区、新町地区全域を一般地区と定め〈図 2〉、〈図 3〉のような景観形成基準が定められている。



〈図 2 熊本市景観計画区域図〉

景観形成方針		①市街地から熊本城への眺望の確保 ②熊本城から遠景の阿蘇、近景の市街地の眺望の確保 ③市街地と熊本城との間のゆとりある眺望の保全	
景観形成基準	地区名	熊本城特別地区 (旧城域)	一般地区 (新町地区)
	共通	◎意匠:周辺との統一性への配慮 ◎色彩:マンセル値の指定	
	建物の高さ	海拔50mまで (本丸石垣の高さまで)	海拔55mまで
	広告	屋上広告は掲出しない。 高彩度色を避ける。 照明は、夜間景観に配慮する。	屋上広告は海拔55mまで。 突出広告は避ける。

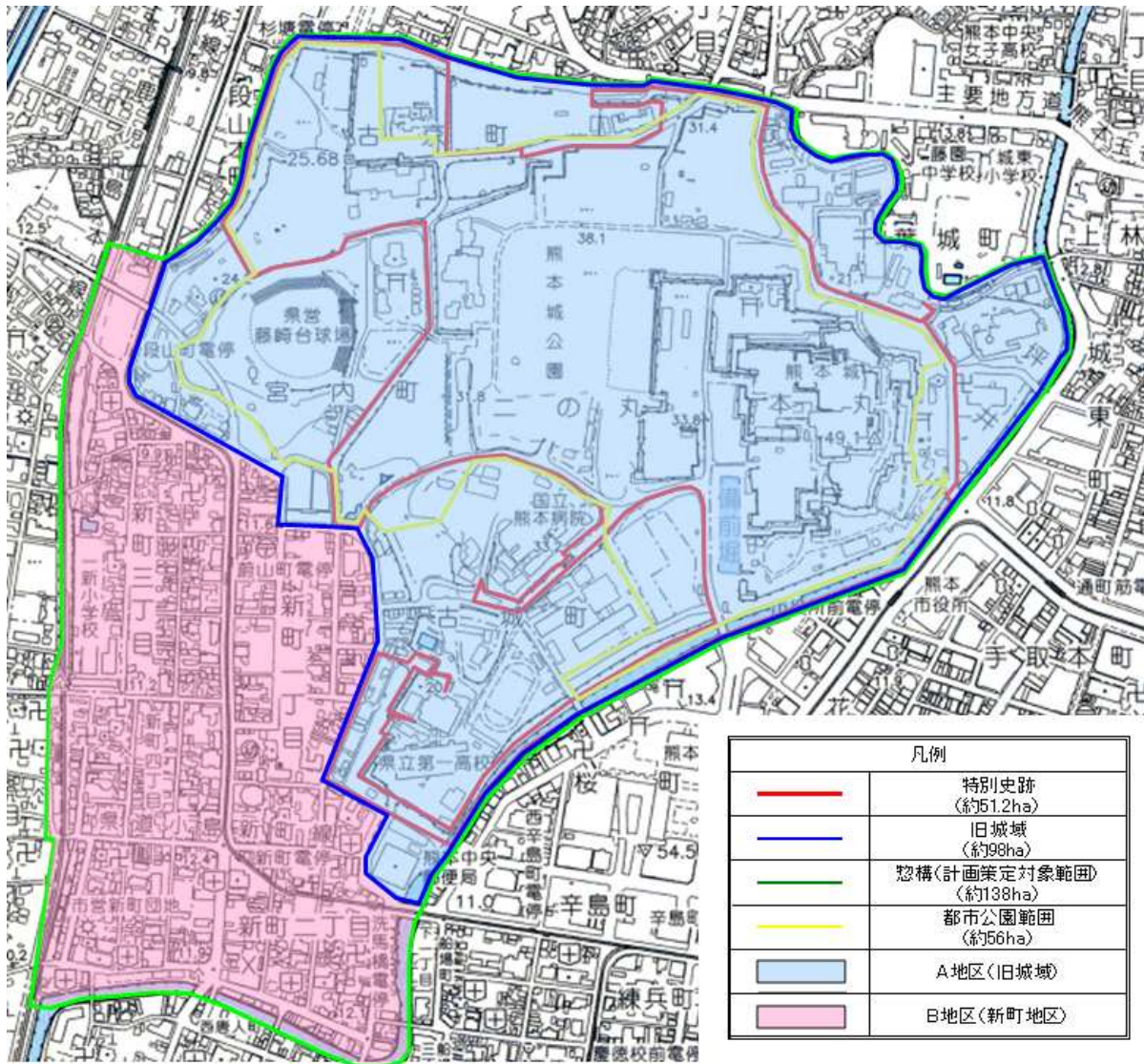
<図3 熊本市景観計画より>



## ⑤緑化

熊本城周辺の緑化については、平成17年に定められた「熊本市緑の基本計画」によって緑化の推進を重点的に図るべき地域として挙げられており、森の都をアピールするための熊本市の緑化推進のモデルとして形成していくとしている。

熊本城周辺の中でも、旧城域と新町地区で地区分けを行い<図4>、それぞれ緑化の方針や手法を設け、緑化の推進を行っていく。



	A地区(旧城域)	B地区(新町地区)
緑化の方針	熊本城の緑の保全と復元計画をふまえた緑づくり	住商混交の市街地で緑の町並みづくり
緑化の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①熊本城公園における既存樹木の保全・育成、復元時における熊本城の文化財と調和した緑化の充実</li> <li>②熊本城の景観に配慮した緑の総量増加</li> <li>③熊本城と呼応しあうようなシンボル性のある緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①熊本城の景観に配慮した緑の総量増加</li> <li>②熊本城と市街地との間の眺望を勘案した緑化の推進</li> </ul>